

令和５年度名古屋市教育委員会第23号議案

名古屋市立夜間中学設置基本計画の策定について

このことについて、計画の策定にあたり、別紙計画案を提出します。

1 計画の趣旨

令和７年４月に開校を予定する市立夜間中学について、設置に向けた基本計画を策定するもの。

2 教育子ども委員会での主な質疑

質 問	答 弁
外国籍の方は、まずは日本語を習得し基礎的な学力を身につけることが重要だが、どう取り組むか。	始業前の時間を活用した日本語指導や取り出し指導を行うほか、母語学習協力員なども配置し、複数の教員が授業に入り個別指導や少人数指導を行うなど、きめ細かく支援を行っていく。
卒業後のキャリアを開拓していくにあたり、キャリアナビゲーターの役割に期待するが、適材配置についてどう考えているか。	夜間中学の趣旨や特徴を理解し、進学や就職に限らず生徒が抱えている背景や事情を踏まえた個別相談を行うなど、きめ細かな対応を行える適材を配置したい。
他文化に対する理解や日本語指導能力のある教員の確保が非常に重要だが、教職員体制、職種やニーズをどう考えているか。	教科担当だけでなく、複数の教員による授業のため、適切な教員配置を検討したい。関係法令に従い、校長、教頭、教諭、養護教諭などの定数を確保するとともに、日本語指導や少人数指導などの加配措置、非常勤講師等の配置も検討したい。また、地域日本語教室などの団体とも連携し、ボランティアの活用を図りたい。

3 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間：令和５年１１月１日（水）から令和５年１１月３０日（木）
- (2) 意見提出：提出人数１３人 意見件数３２件
- (3) 提出方法：郵送３人 ファックス１人 電子メール９人

（令和５年１２月１３日提出 新しい学校づくり推進室）

名古屋市立夜間中学 設置基本計画 （案）

令和 年 月
名古屋市教育委員会

はじめに

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級です。

名古屋市における夜間中学は、昭和 27 年 4 月に天神山中学校、東港中学校に開設されましたが、入学者数の減少に伴い、昭和 42 年 3 月には東港中学校、昭和 44 年 3 月には天神山中学校の夜間中学がそれぞれ閉鎖されました。

その後、昭和 48 年 10 月に愛知県教育・スポーツ振興財団が運営する「中学夜間学級」が開校され、「中学夜間学級」は現在も運営が続いています。

近年では、不登校など様々な事情により十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した方や、本国で義務教育を受けていない外国籍の方などに対し、夜間中学は義務教育を受ける機会を実質的に保障する新たな役割が期待されるようになっていきます。

そのような中、平成 28 年 12 月に「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法）が成立し、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。その後、全国各地で夜間中学設置に向けた検討が始まり、令和 5 年 4 月現在、17 都道府県 44 校が設置されています。

本市においても市立夜間中学の設置について検討を進め、令和 5 年 2 月に、令和 7 年 4 月の開校を目指すことを表明しました。その後、他都市の夜間中学の調査研究や夜間中学に係るニーズ調査アンケートを行い、より名古屋市にふさわしい夜間中学となるよう、有識者等会議での意見聴取や設置基本計画案に対するパブリックコメントの実施を経て、名古屋市に新設する夜間中学の方向性を決める基本計画をここに策定しました。

名古屋市教育委員会では、「NAGOYA School Innovation」（以下、NSI）として、社会が劇的に変化する中で、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていく「なごやっ子」を育成するために、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進しています。誰一人取り残すことなく支援するといった教育機会確保法の理念をもとにした市立夜間中学での学びと、NSI の進める自分らしく、幸せに生きていくことができる学びは、合致するものと考えます。

今後は、名古屋市に設置される市立夜間中学において、本基本計画を踏まえながら、年齢、国籍に関わらず一人でも多くの方に義務教育の機会を広げられるよう、学校づくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました「市立夜間中学の設置に関する有識者等会議」の委員の皆様を始め、貴重なご意見をお寄せくださった皆様に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年 月

名古屋市教育委員会

名古屋市立夜間中学設置 基本計画

目 次

I 名古屋市における市立夜間中学の設置について

- 1 夜間中学設置促進の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 名古屋市における現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 入学対象となる方の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 名古屋市の不登校者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

II 公立夜間中学とは

- 1 公立夜間中学の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2 全国の設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 全国の公立夜間中学の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

III 市立夜間中学に対するニーズについて（市立夜間中学アンケート調査結果）

- 1 アンケートの方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 アンケートの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

IV 名古屋市における市立夜間中学の設置の枠組

- 1 開校年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 2 設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 3 設置形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 4 入学対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 5 学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 6 修業年限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 7 入学時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 8 編入学対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 9 不登校になっている学齢生徒への支援・・・・・・・・・・ P 13

V 名古屋市における市立夜間中学の学びの方向性

- 1 名古屋市が設置する市立夜間中学がめざす姿・・・・・・・・ P 14
- 2 市立夜間中学の学校づくりの視点・・・・・・・・・・ P 15

VI めざす姿の実現に向けた学校づくり

- 1 多様性を尊重した学校づくりのための取組・・・・・・・・・・ P 16
- 2 安心して学べる学校教育の環境整備のための取組・・・・・・・・ P 18
- 3 設置・運営上の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 4 その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

I 名古屋市における市立夜間中学の設置について

1 夜間中学設置促進の経緯

- ▶平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布。地方公共団体に、夜間中学における就学の機会の提供等を義務付け（同法 § 14）
- ▶令和 3 年 1 月、衆議院予算委員会で当時総理大臣が「今後 5 年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも 1 つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て取り組んでいきたい」と答弁
- ▶文部科学省から各都道府県・政令指定都市あて「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について」依頼文を发出（R3. 2. 16 付及び R4. 6. 1 付）

2 名古屋市における現状

- ▶本市の夜間中学は、昭和 27 年 4 月に天神山中学校及び東港中学校に開設されたが、昭和 42 年 3 月には東港中学校の、昭和 44 年 3 月には天神山中学校の夜間中学がそれぞれ閉鎖
- ▶昭和 48 年 10 月に愛知県の補助事業として、愛知県教育・スポーツ振興財団が「中学夜間学級」を開校。現在、愛知県教育会館にて運営が続いており、同学級の卒業生には、市立北山中学校の卒業証書授与

○愛知県中学夜間学級（愛知県教育・スポーツ振興財団）

所在地	名古屋市中区新栄 1-49-10
設置数	1 カ所
対象者	・ 中学校を卒業していないこと ・ 義務教育修了年齢を超えていること ・ 県内に在住していること ※ 募集人員に余裕がある場合は、義務教育修了者でも、不登校などの理由で実質的に義務教育を十分に受けていないため、学び直しがしたい方も対象
定 員	各学年 20 人程度
年 限	2 年（北山中学校に籍を置き、北山中学校の卒業証書を授与）
授業日	週 3 日（月・水・金）18 時～20 時 30 分
施 設	県教育会館内の教室を使用 保健体育、音楽、技術・家庭は北山中学校の体育館、特別教室を使用
その他	愛知県の運営補助、名古屋市の教員派遣 授業料：無料、教科書：無償支給 在籍者 31 人（令和 5 年 4 月 1 日現在） ・ 日本国籍 11 人、外国籍 20 人（中国、韓国、ブラジル、フィリピン、ベトナム、ネパール、スリランカ） ・ 通学地域：名古屋市内 17 人、名古屋市外 14 人 令和 5 年度までの入学生総数 1,010 人

- ▶名古屋市会令和5年2月定例会の本会議において、有識者等会議での検討を経て、令和5年度中に策定する設置方針に基づき、教育課程の編成等を進め、令和7年4月に設置できるよう取り組むと方針を公表
- ▶市立夜間中学の設置に関する有識者等会議を4回開催。夜間中学の設置運営に識見を有する学識経験者、保護者代表、教員代表等で構成する当会議において、市立夜間中学がめざす姿とその実現に向けた学校づくりに関して検討

○市立夜間中学の設置に関する有識者等会議

第1回 令和5年 3月30日（木）	1. 会議の概要 2. 公立夜間中学の現状 3. 今後の検討項目の確認 4. その他
第2回 令和5年 4月27日（木）	・「市立夜間中学アンケート」の結果について ・自主夜間中学「はじめての一步教室」の現状報告 1. 名古屋市が設置する市立夜間中学のめざす姿 2. その他
第3回 令和5年 6月7日（水）	1. 第2回会議の確認 2. めざす姿の実現に向けた学校づくり 3. その他
第4回 令和5年 7月19日（水）	1. 会議のまとめ 2. その他

3 入学対象となる方の現状

- ▶全国の夜間中学の状況から、夜間中学への主な入学対象者は、

1. 様々な理由により、義務教育を修了できなかった方
2. 本国で義務教育を修了していない外国籍の方
3. 不登校などの事情により、義務教育が十分に受けられなかった方

が想定される。

- ▶本市においても、対象となりうる方がいるものと考えられる。

- (1) 様々な理由により、義務教育を修了できなかった方

令和2年度の国勢調査では、本市における未就学者（小学校を卒業していない方）は2,045人、最終卒業学校が小学校の方（小学校のみ卒業した方、又は中学校を中退した方）は8,523人いることが分かっている。

- (2) 本国で義務教育を修了していない外国籍の方

後述する「3 全国の公立夜間中学の状況」の「Ⅱ 夜間中学生徒数の実態」（6ページ）のとおり、令和4年5月1日現在、全国の夜間中学に

通う生徒の 66.7% (1,558 人のうち、1,039 人) が日本国籍を有しない者となっている。

令和 4 年末現在における本市の外国人住民数は 86,120 人で、全国の 20 政令市の中で大阪市、横浜市に次いで 3 番目に多く、全国の夜間中学の在籍者の傾向から、夜間中学での学びを必要とする外国籍の方がいると考えられる。

(3) 不登校などの事情により、義務教育が十分に受けられなかった方

名古屋市立中学校 3 年生における不登校生徒数は、平成 25 年からの 10 年間で合計 7,113 人いる。

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
548 人	583 人	605 人	661 人	635 人
平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
666 人	761 人	709 人	885 人	1,060 人

全国には、通えなかった期間の中学校における学びを取り戻したいと考え、夜間中学に入学している方もいる。

このような状況を踏まえると、本市においても不登校などの事情により義務教育が十分に受けられず、学び直しを希望する方がいると考えられる。

4 名古屋市の不登校者数の推移

- ▶本市における不登校児童生徒数は増加傾向が続いている。令和 4 年度における不登校児童生徒数は、小学校で 1,845 人 (全体の 1.67%)、中学校で 3,108 人 (全体の 6.15%) であり、平成 25 年度と比べると、小学校が 3.51 倍、中学校が 2.18 倍となっている。
- ▶本市の 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、令和 4 年度 30.8 人、令和 3 年度 24.5 人、令和 2 年度 20.0 人であり、全国平均とほぼ同じ水準で増加している。

Ⅱ 公立夜間中学とは

1 公立夜間中学の概要

項 目	内 容
授 業 日	○ 昼間の中学校と同じく平日週 5 日 ○ 夏季休業、冬季休業等も昼間の中学校と同じ時期
教 員	○ 教員免許を持った公立中学校教諭
学ぶ教科	○ 昼間の中学校と同じく 9 教科
卒業認定	○ 公立夜間中学の課程を修了すれば中学校卒業となる
授業時間	○ 教育課程の特例を活用(注 1) 〈授業時間、始業、終業時刻の例〉 ・ 1 コマ 40 分の 4 時間授業 ・ 始業時刻は 17 時 30 分頃、終業時刻は 21 時 00 分頃
入学対象	○ 様々な理由により、義務教育を修了できなかった人 ○ 本国で義務教育を修了していない外国籍の人 ○ 不登校などの事情により、義務教育が十分に受けられなかった人 等

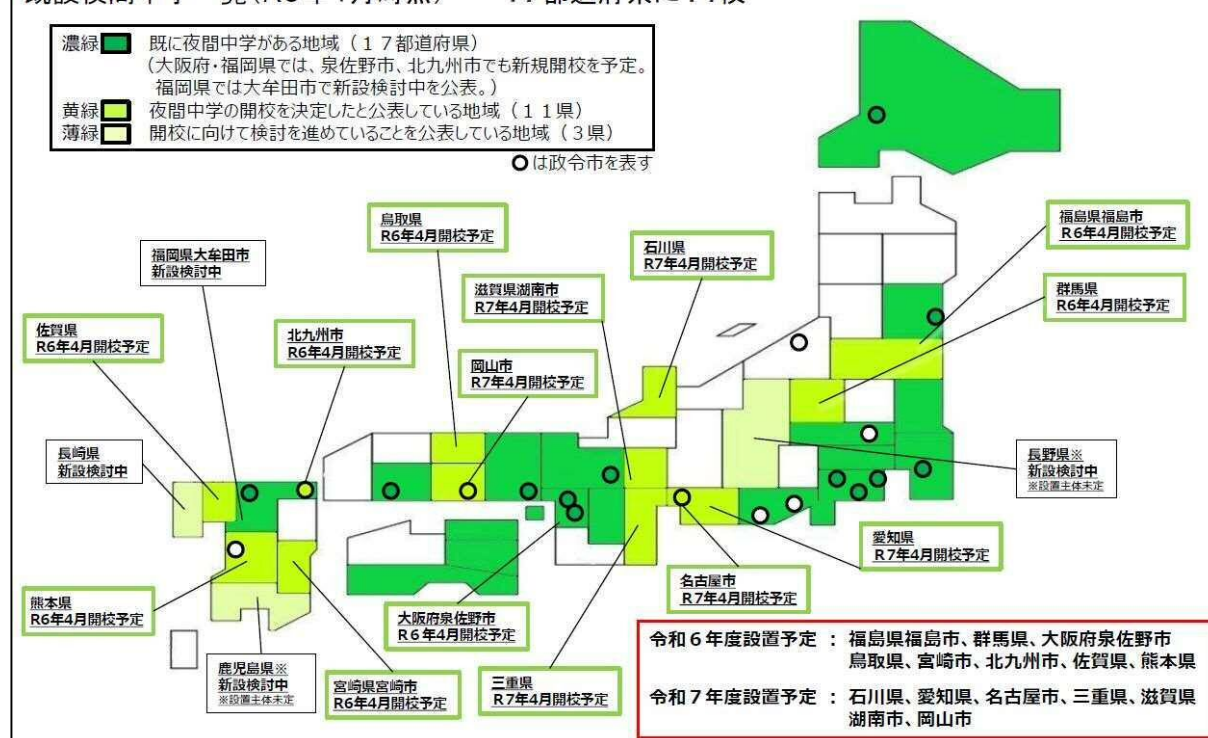
注 1：学齢経過者を夜間中学において教育する場合には、特別の教育課程の編成が認められている。(授業時間の縮減等が可能)

2 全国の設置状況

・現在、公立夜間中学は、17 都道府県に 44 校設置（令和 5 年 4 月時点）

既設夜間中学一覧(R5年4月時点)

17 都道府県に 44 校



【夜間中学の設置・検討状況（文部科学省HP掲載）より】

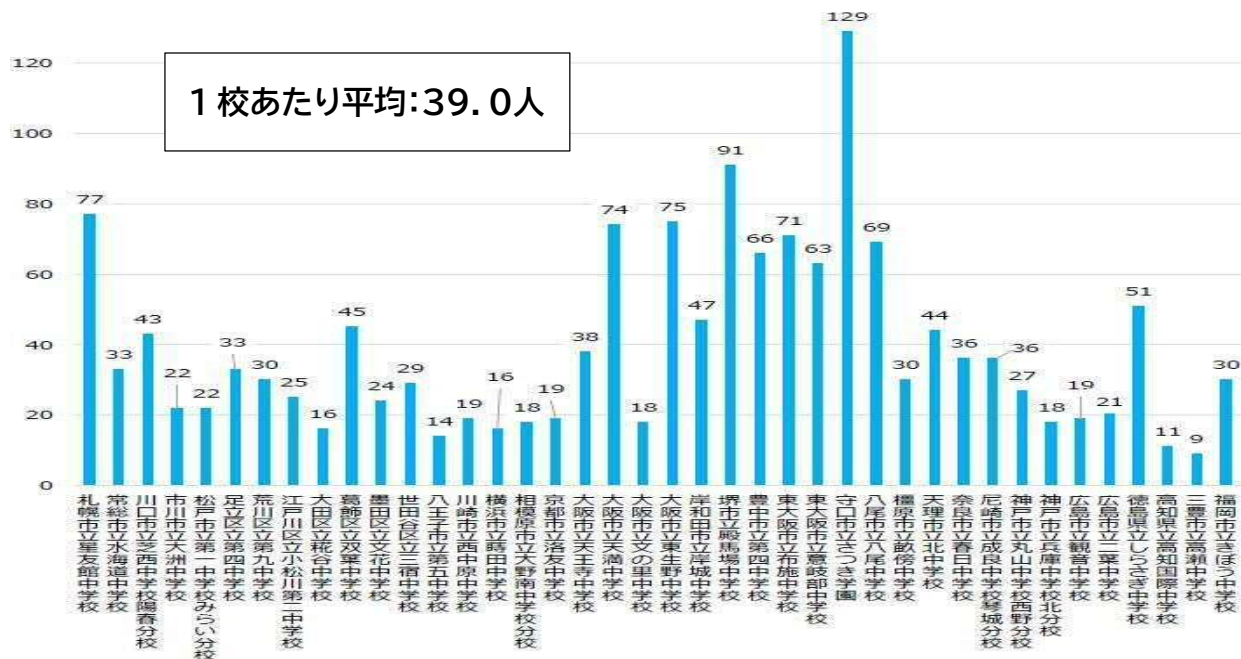
3 全国の公立夜間中学の状況

【令和4年度夜間中学等に関する実態調査（令和4年5月1日現在）

文部科学省調査を基に作成】

I 学校規模・体制

◆ 学校別生徒数（調査回答：40校）



◆ 教職員数

	校長	教頭 副校長	教諭	養護教諭	非常勤講師	事務職員
専任	2	36	290	31	143	14
兼任	38	6	11	3	36	24
専任職員 平均	0.05	0.90	7.25	0.78	3.58	0.35

校長 or 教頭 1 名、教諭 8 名、養護教諭 1 名、非常勤講師 4 名、事務職員 1 名

（専任教職員数を 40 校で割った数字（専任職員平均）を切り上げた数）

Ⅱ 夜間中学生徒数の実態

◆生徒数(夜間中学に通う生徒 1,558 人)

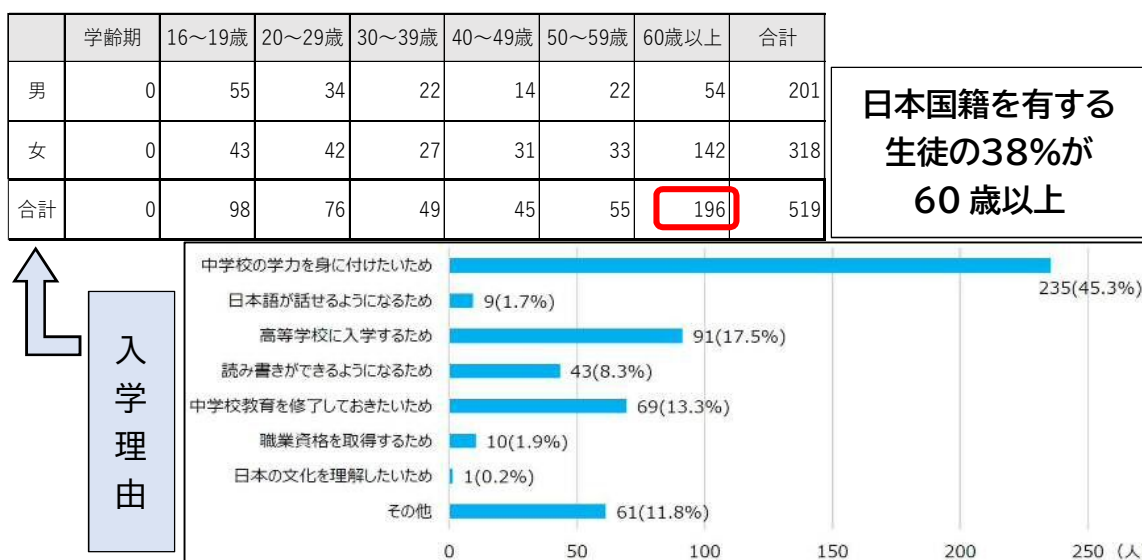


・夜間中学への入学理由

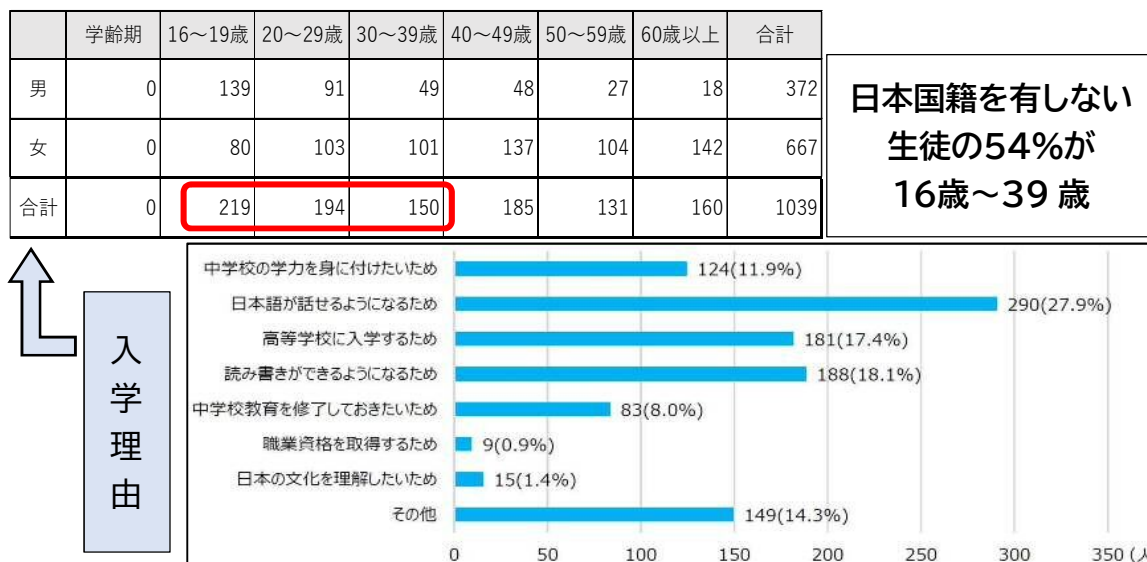
中学校程度の学力の習得	日本語会話能力の習得	高等学校入学	読み書きの習得	中学校教育の修了	職業資格の取得	日本の文化理解	その他 ※入学理由不明含む	合 計
359人	299人	272人	231人	152人	19人	16人	210人	1,558人
23.0%	19.2%	17.5%	14.8%	9.8%	1.2%	1.0%	13.5%	100.0%

≪内訳≫

・日本国籍を有する生徒(33.3%)の年代区分等



・日本国籍を有しない生徒(66.7%)の年代区分等



Ⅲ 夜間中学卒業後の状況(令和3年度卒業生)

◆令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数:264人

卒業後の状況別	日本国籍	日本国籍を有しない者	合 計
高等学校進学	32人	97人	129人
	12.1%	36.7%	48.8%
専修学校進学	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%
就 職	3人	19人	22人
	1.1%	7.2%	8.3%
その他	47人	66人	113人
	17.8%	25.0%	42.8%
合 計	82人	182人	264人
	31.1%	68.9%	100.0%

卒業生の57%が
高等学校進学
又は就職

Ⅲ 市立夜間中学に対するニーズについて (市立夜間中学アンケート調査結果)

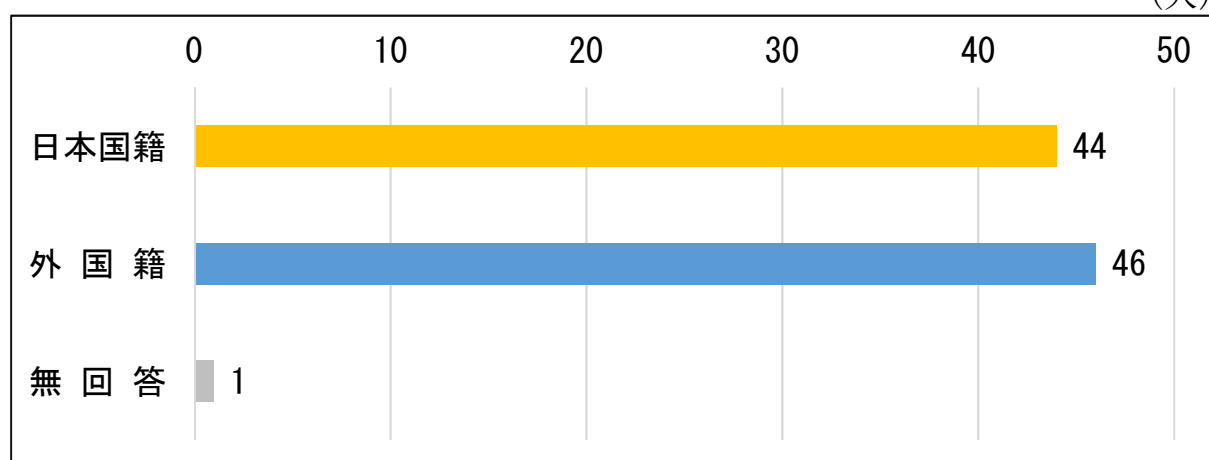
1 アンケートの方法

- (1) 期 間：令和5年3月17日から4月17日まで
- (2) 回答方法：インターネット、はがき付きアンケート用紙
- (3) 用紙配布：各区役所・支所、図書館、市内社会福祉協議会、各生涯学習センター、(公財)愛知県国際交流協会、(公財)名古屋国際センター、(公財)名古屋YMCA、ユースクエア(青少年交流プラザ)、名古屋市教育センター(ハートフレンドなごや)、名古屋市教育館、子ども・若者総合相談センター、子ども適応相談センター(サテライト)、名古屋市博物館・美術館・科学館、愛知県生涯学習推進センター、市民情報センター、日本語教育相談センター、愛知県夜間学級、自主夜間中学、地域日本語教室、NPO法人 等

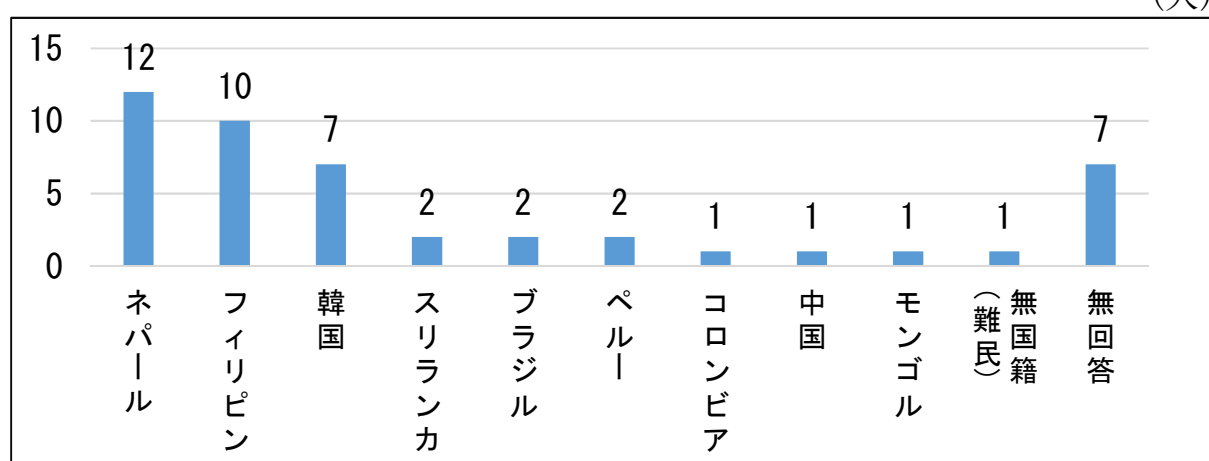
2 アンケートの結果

有効回答数：91件（インターネット32件、はがき付きアンケート59件）
 ※以下、世代によりニーズが異なるため、一部の結果について59歳以下と60歳以上に分けて表示しています。

[質問] あなたの国籍を教えてください。

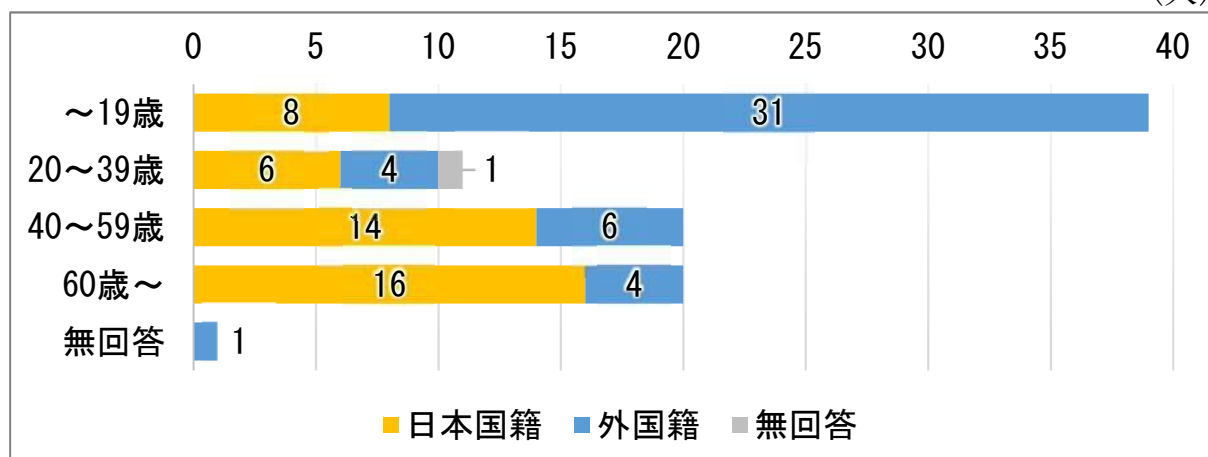


[外国籍の方の内訳]



[質問] あなたは何歳ですか。

(人)

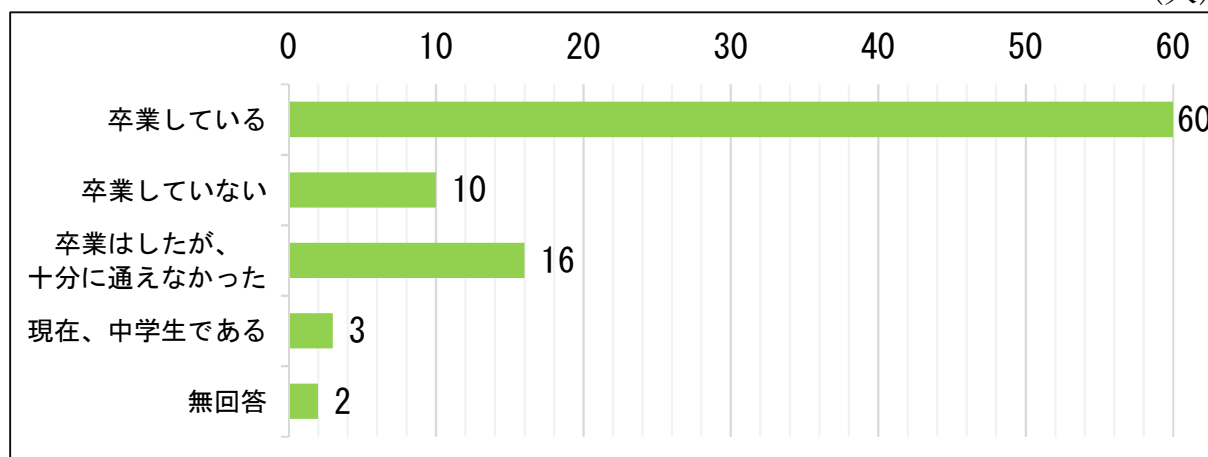


(人)

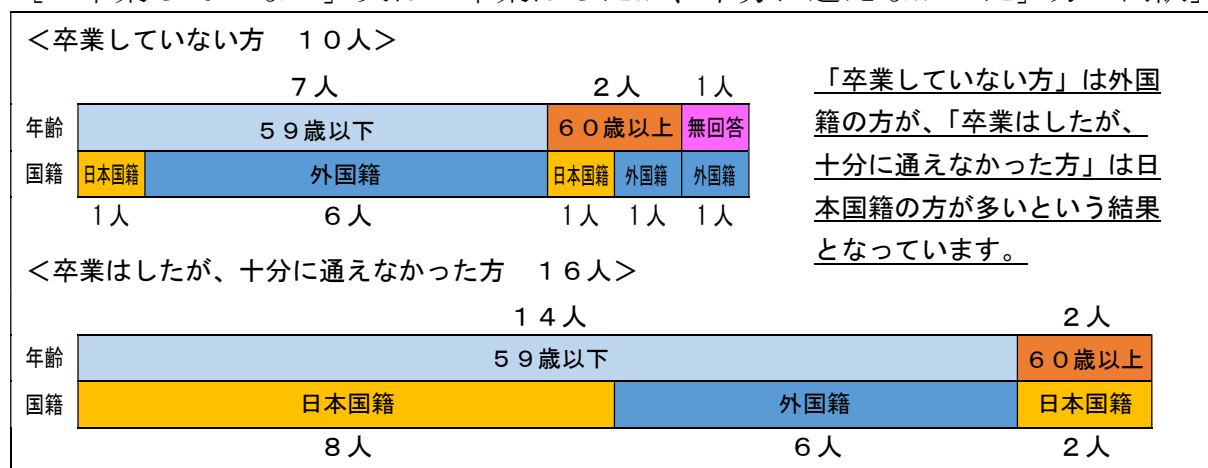
区 分	日本国籍	外国籍	無回答	合 計
～19 歳	8	31	0	39
20～39 歳	6	4	1	11
40～59 歳	14	6	0	20
60 歳～	16	4	0	20
無回答	0	1	0	1
合 計	44	46	1	91

[質問] あなたは中学校を卒業していますか。

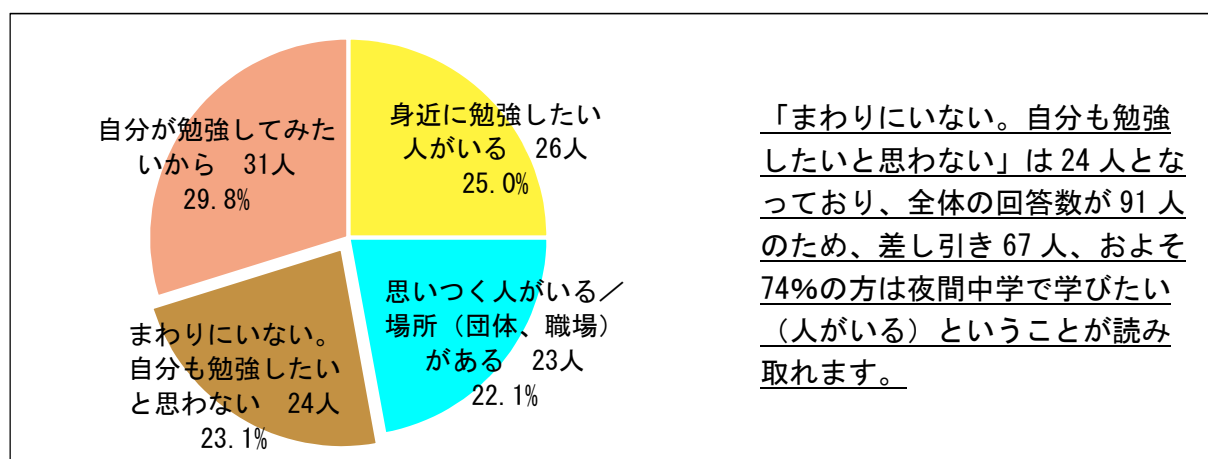
(人)



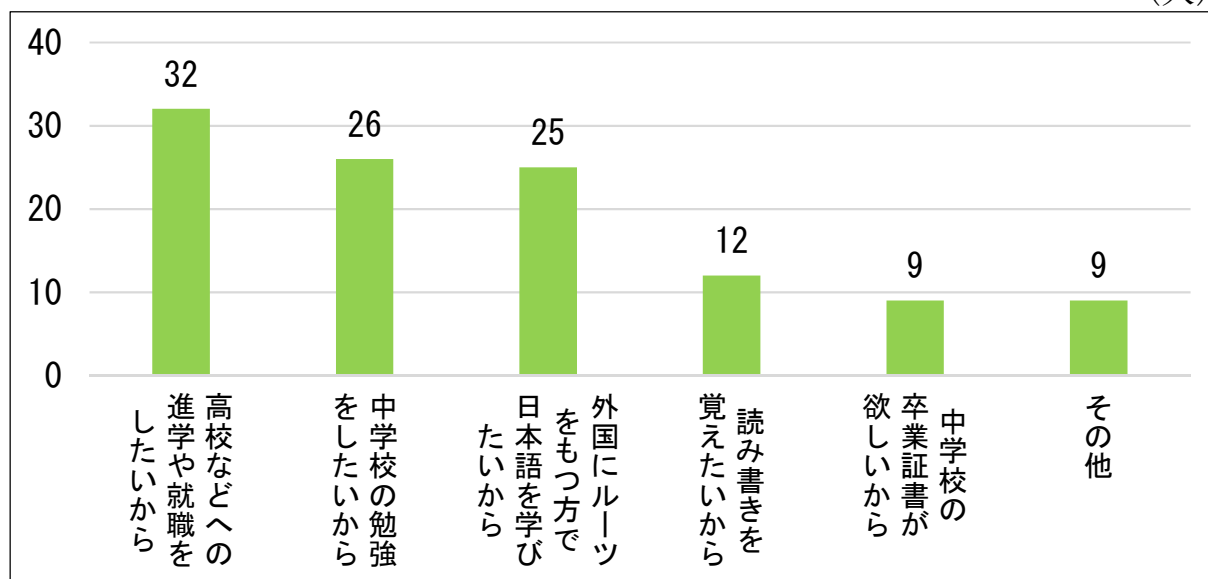
[「卒業していない」又は「卒業はしたが、十分に通えなかった」方の内訳]



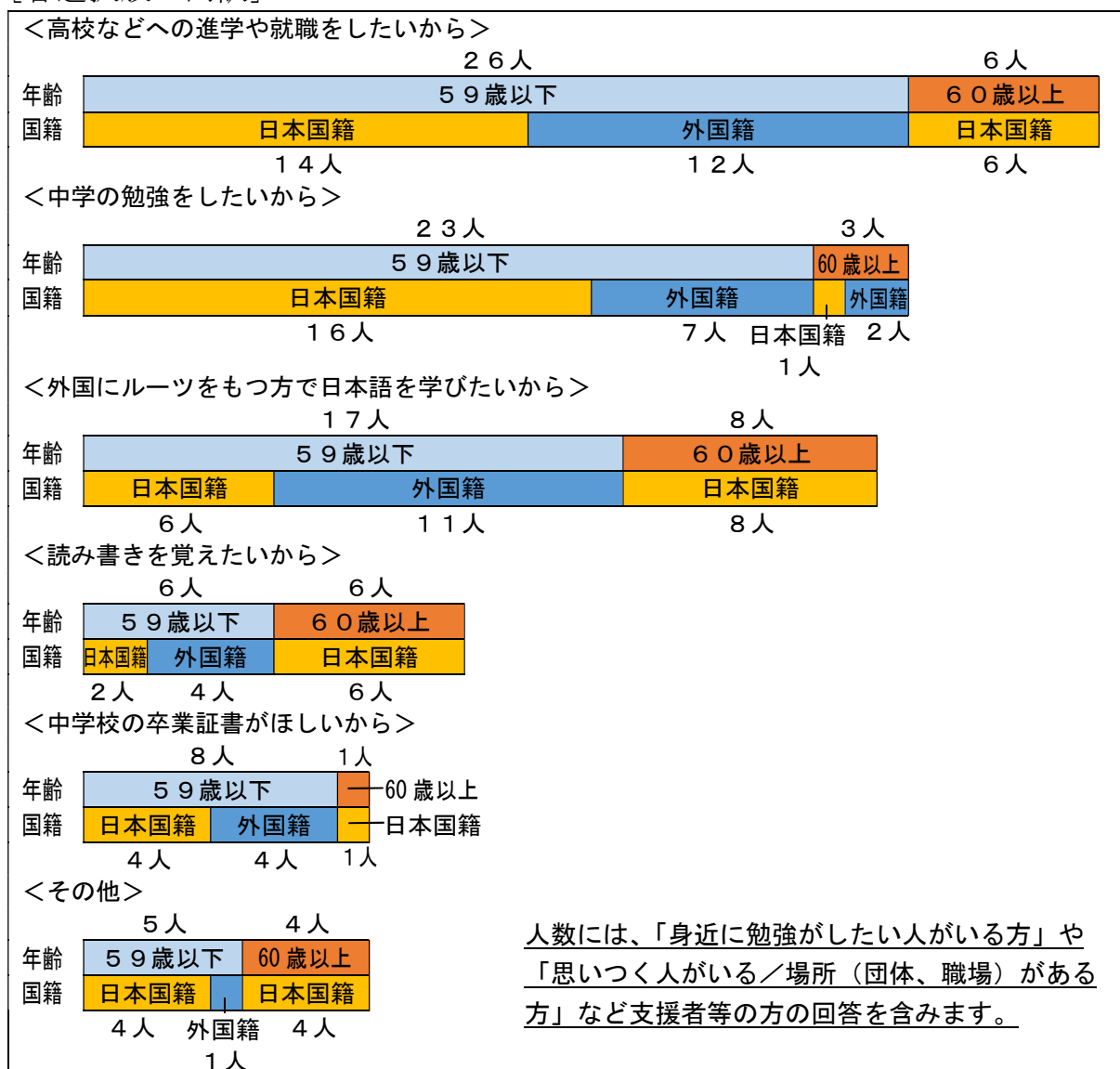
[質問] 夜間中学で学んでみたいと思いますか。または、夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。(いくつでも回答可)



[質問] あなたは、なぜ夜間中学で勉強したいのですか。(いくつでも回答可)
(人)



[各選択肢の内訳]



[夜間中学で勉強したい「その他」の理由として寄せられた主なご意見]

※一部表現を編集・補足しています。

- 中学1年生からグレてまともに学校に行かなかったから。1からまたやり直したい。
- 今の中学校もサポートしてくれますが、もっと少ない人数で勉強できたら気楽なのになあと娘が感じている様子です。
- 今まで学校に通ったことがない外国人の知り合いがいる。
- 学校という学びの場を経験できなかった人にとって、教科だけを学ぶというよりは仲間と共に学ぶという学校というものを体験することが必要である。夜間は、働きながらも学ぶ時間が取れ、同じような立場の人がコミュニティをつくりながら、お互いを支え合い、「生きる」ことの学びにつながっていく。
- わたしのまわりに日本での中学卒業資格を持たない外国につながる子どもがおり、その先(高校進学など)に進むことが難しいと感じています。そういう若者が学べる場、次の選択肢(高校や就職等)につながれる場が必要だと思います。
- 私自身ではないが夜間中学校で学ぶことで日本の中学生として学ぶ知識や技能を身に付けたい人がいるから。

IV 名古屋市における市立夜間中学の設置の枠組

1 開校年次：令和 7 年 4 月

2 設置場所：名古屋市立笹島小中学校内に設置

市内全域からのアクセスが便利であること、既存の学校施設を有効に活用することなどから、名古屋市立笹島小中学校内に設置し、校舎の一部を活用して開校する。

3 設置形態：単独校として開設

設置形態については、既存の中学校に開設する「二部学級」又は公立夜間中学を一つの学校として設置する「単独校」という形態が想定されるが、本市では夜間中学における教育活動の充実を重視し、単独校として設置して夜間専任の学校長による学校運営体制をとる。

4 入学対象

学齢期(満 15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで)を過ぎた方で、以下のいずれかの要件を満たす方を入学対象とする。

- ・ 様々な理由により、義務教育を修了できなかった方
- ・ 本国で義務教育を修了していない外国籍の方
- ・ 不登校などの事情により、義務教育が十分に受けられなかった方

なお、原則、名古屋市内に在住の方とするが、他市町村からの受入については、愛知県教育委員会事務局との連携のもと、入学を希望する方の居住地区の市町村と費用負担などについて調整を行う。

5 学校規模：1 学年 1 学級

全国の夜間中学における在籍者数の平均が 3 学年で 39.0 人(令和 4 年 5 月 1 日時点)であり、愛知県教育・スポーツ振興財団が運営する中学夜間学級の直近 3 か年の入学者数の平均が 15.7 人である実績を考慮し、1 学年 1 学級を想定する。

6 修業年限：3 年（最長 6 年）

通常の中学校と同様に 3 年間で中学校の教育課程を修了することとするが、3 年間で中学校の教育課程を修了することが困難となることも想定されるため、個々の状況に応じて最長 6 年まで在籍を可能とする。さらに、校長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

7 入学時期：4 月を基本とする

1 年間の教育課程を踏まえて 4 月入学を基本とするが、年度途中の入学希望者について、個々の状況に応じて年度途中での入学も可能とする。

8 編入学対応：中学 2 年、中学 3 年からの編入学も可能とする

中学校の教育課程を修了するために必要な学びの期間は、入学時の習熟度や学習習得状況を踏まえて設定する必要がある、適切な学びの期間を設定するため、中途学年の 2 年、3 年からの編入学も可能とする。なお、夜間中学の開校時においても入学希望者の学習習得状況を確認して、すべての学年への入学を可能とする。

9 不登校になっている学齢生徒への支援

学級定員の範囲内において、名古屋市内に在住する中学生を対象とし、夜間中学で学ぶことについて検討する。

なお、受入の際は、在籍校に籍を残したままとし、在籍校で指導要録上の出席扱いとする。

参考

＜学齢生徒の受入をする際に留意すること＞

- ① 名古屋市立中学校に対して、受入の趣旨について十分説明を行うようにする。
- ② 当該生徒の受入体制を整えるとともに、在籍校における支援体制について確認した上で実施するようにする。
- ③ 受入の際は、授業見学や本人及び保護者の面談を行うようにする。
- ④ 当該生徒の在籍校との連携を十分に図るようにする。

V 名古屋市における市立夜間中学の学びの方向性

本市で設置する市立夜間中学については、本市教育委員会が行った「市立夜間中学ニーズ調査アンケート」や「市立夜間中学の設置に関する有識者等会議」での意見を踏まえて、以下のような取組を進める。

1 名古屋市が設置する市立夜間中学がめざす姿

**多様性を尊重しながら、一人一人を大切にし、
誰もが安心して学ぶことができる生徒が主役の学校**

本市においては、「様々な理由により、義務教育を修了できなかった方」、「本国で義務教育を修了していない外国籍の方」、「不登校などの事情により、義務教育が十分に受けられなかった方」がいるものと考えられる。

あわせて、前述のニーズ調査アンケートによって、「高校などへの進学や就職をしたい方」、「中学校の勉強をしたい方」、「外国にルーツをもつ方で日本語を学びたい方」について入学ニーズがあることが分かっており、それぞれの回答者の年齢や国籍から、夜間中学には多様な属性の生徒が入学することが想定される。

○入学ニーズの上位3項目（複数回答可）

順位	ニーズ（回答者数）
1 位	高校などへの進学や就職をしたい（32 人）
2 位	中学校の勉強をしたい（26 人）
3 位	外国にルーツをもつ方で日本語を学びたい（25 人）

さらに、有識者等会議において、夜間中学に必要な視点として「互いの違いを認め合える雰囲気づくり」「外国にルーツがある生徒が安心して学べる環境づくり」「一人一人を大切にしていくな学び」「個別最適な学びの展開」「学校行事や学級活動など、生徒が主体となる学校づくり」などの意見が上がった。

以上のことから、本市の夜間中学は、様々な背景を抱える生徒に対して、
「多様性を尊重しながら、一人一人を大切にし、誰もが安心して学ぶことができる生徒が主役の学校づくり」を進める。

2 市立夜間中学の学校づくりの視点

市立夜間中学がめざす姿の実現に向けて、入学ニーズをもつ方々の誰もが安心して学べるように、次の7つの視点を取り入れる。

① 日本語や日本文化への不安に配慮

外国にルーツのある生徒等に対し、日本語指導の教材や映像などを活用した学習を積極的に取り入れ、生徒の理解度に応じた授業を展開する。あわせて、日本の学校生活に関する相談等について、母語学習協力員をはじめ適宜通訳等による支援を検討する。

② 生徒が継続して学校生活を送ることのできる環境に配慮

通常使用する教室を1階に設置する等、バリアフリーを意識した施設・設備となるよう進める。あわせて、経済的事情で学校生活を断念することがないよう、学校行事や教材を工夫するなど、生徒の費用負担を軽減するよう配慮する。

③ 教育相談体制の充実

きめ細かな教育相談に対応できるよう、子ども応援委員会と連携し、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣など、専門家による支援を検討する。

④ 少人数指導の充実

学習する教科や内容に応じ、教科担当だけでなく複数の教員等により、一つのクラスで個別指導や少人数による指導の実施を検討する。

また、外国にルーツのある生徒等に対し、個々の日本語能力に応じて取り出し指導の実施を検討する。

⑤ 学習支援体制の充実

個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりのため、学習支援講師等の配置を検討する。

また、外国にルーツのある生徒等が授業を理解できるよう、授業中における通訳等による支援を検討する。

⑥ I C Tの活用

I C Tを活用した多様な学びの実現をめざすため、教室のI C T環境の整備や全生徒への一人1台タブレット端末の配付を検討する。

⑦ キャリア教育の充実

学ぶことと自己の将来とのつながりを意識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう支援する。

VI めざす姿の実現に向けた学校づくり

「V 名古屋市における市立夜間中学の学びの方向性」で示した学校づくりにおける7つの視点を

1 多様性を尊重した学校づくりのための取組

2 安心して学べる学校教育の環境整備のための取組

に分類・整理するとともに、教職員の配置及び勤務態勢や関係機関との連携、教職員・市民への広報などについて

3 設置・運営上の取組

4 その他の取組

として、めざす姿の実現に向けた学校づくりを以下のようにまとめた。

1 多様性を尊重した学校づくりのための取組

【該当する7つの視点：①④⑤⑦】

[7つの視点①]

日本語や日本文化への不安に配慮

外国にルーツのある生徒等に対し、日本語指導の教材や映像などを活用した学習を積極的に取り入れ、生徒の理解度に応じた授業を展開する。あわせて、日本の学校生活に関する相談等について、母語学習協力員をはじめ適宜通訳等による支援を検討する。

⇒関連する取組

- ・ 外国にルーツのある生徒等が、日本語での教科指導や学校生活に適応できるよう、日本語指導講師や母語学習協力員などの適切な配置を検討する。
- ・ 国際センターや地域日本語教室、日本語学校、NPO法人などと連携し、できるだけ多くの人材を確保し、複数体制での日本語指導を検討する。
- ・ 外国にルーツのある生徒等に対し、必要に応じ始業前の時間等を利用して日本語指導を行うような支援体制づくりを検討する。

[7つの視点④]

少人数指導の充実

学習する教科や内容に応じ、教科担当だけでなく複数の教員等により、一つのクラスで個別指導や少人数による指導の実施を検討する。

また、外国にルーツのある生徒等に対し、個々の日本語能力に応じて取り出し指導の実施を検討する。

⇒関連する取組

- ・ 一人一人の習熟の度合いや理解の進度を考慮し、必要に応じて下位の学年の学習内容の学び直しに対応する。

[7つの視点⑤]

学習支援体制の充実

個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりのため、学習支援講師等の適切な配置を検討する。

また、外国にルーツのある生徒等が授業内容を適切に理解できるよう、授業中における通訳等による支援を検討する。

⇒関連する取組

- ・ 日本語指導講師や発達障害対応支援講師などの学習支援講師の適切な配置を検討する。
- ・ 母語学習協力員や発達障害対応支援員などの適切な配置を検討する。
- ・ 個別に学習のサポートができるような支援体制づくりのため、支援団体等のボランティアを活用する。

[7つの視点⑦]

キャリア教育の充実

学ぶことと自己の将来とのつながりを意識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう支援する。

⇒関連する取組

- ・ 学校行事を大切にするとともに、卒業後すぐに社会参画できること等を意識した学習や、ソーシャル・スキル・トレーニングの手法を用いた学習など体験的な学習を取り入れ、社会性を育成する。
- ・ 学ぶ意欲とともに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、実社会で生きる「確かな学力」（注2）を育成するため、ICTをはじめとした様々な学習教材の活用を検討する。
- ・ 卒業後の進路はもとより、学ぶことと自分自身の将来とのつながりを意識し、自らの将来を設計できる能力を身に付ける等、自分らしい生き方を実現できるよう支援するため、キャリアナビゲーターの配置を検討する。
- ・ 生徒の可能性を信じ、学習評価については学習による伸びを積極的に認めるとともに、授業や学校行事においては言語活動や芸術活動などの自己表現の機会を大切に、生徒自身が自己の成長を実感することで、学ぶ喜びと自信につながるよう支援する。

注2：確かな学力…知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など

2 安心して学べる学校教育の環境整備のための取組

【該当する 7 つの視点：②③⑥】

[7 つの視点②]

生徒が継続して学校生活を送ることのできる環境に配慮

通常使用する教室を 1 階に設置する等、バリアフリーを意識した施設・設備となるよう進める。あわせて、経済的事情で学校生活を断念することがないよう、学校行事や教材を工夫するなど、生徒の費用負担を軽減するよう配慮する。

⇒関連する取組

- ・ 経済的事情により就学が困難である生徒に対し、就学援助に類する経済的支援の実施について検討する。
- ・ 昼間の中学校スクールランチ方式を参考にしながら、給食を希望する生徒への給食の提供及び費用負担のあり方について検討する。
- ・ 体調面における相談や体調不良などが発生した場合に速やかに対応ができるようにするよう、養護教諭の配置を検討する。

[7 つの視点③]

教育相談体制の充実

きめ細かな教育相談に対応できるよう、子ども応援委員会と連携し、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣など、専門家による支援を検討する。

⇒関連する取組

- ・ 社会福祉にかかる社会的支援が必要な生徒のため、区役所等の関係機関と連携する。

[7 つの視点⑥]

I C T の活用

I C T を活用した多様な学びの実現をめざすため、教室の I C T 環境の整備や全生徒への一人 1 台タブレット端末の配付を検討する。

⇒関連する取組

- ・ タブレットを利用した授業を円滑に進められるよう、I C T 支援員の配置を検討する。
- ・ 授業を行う教室以外の場所で履修することが可能となるよう、オンライン授業が配信できる環境の整備を検討する。

3 設置・運営上の取組

1 教職員の配置及び勤務体制等

- (1) 校長、教頭、教諭、養護教諭及び学校事務職員や、学校用務業務員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、学校医など、適切な教職員体制を検討する。
- (2) 教職員定数や勤務時間などについて、市立高等学校の定時制や夜間中学を設置している他の自治体を参考に検討する。

2 教職員の研修体制等

- (1) 市立夜間中学に勤務する教員に対して、夜間中学特有の支援や課題などについての研修を充実し、他自治体の夜間中学への視察を実施する等、さらなる教育内容の充実を図る。
- (2) 他の市立学校教員への夜間中学での研修機会の提供や、人事交流を進めることなどにより、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努める。

3 愛知県教育委員会との連携

夜間中学の状況や生徒募集などの情報を共有するとともに、生徒を受け入れる就学の仕組み及び教育活動の円滑な推進に向けて対応を協議する等、連携を図る。

4 愛知県内の他市町村からの受入

名古屋市外在住の方が名古屋市の夜間中学に入学を希望した際は、就学及び費用負担などに関する協定書を各市町村と締結した上で入学を受け入れることを検討する。なお、他市町村からの受入に関する協定内容や協定書の締結までの仕組みづくりなどについては、今後、他市町村や愛知県とも十分に協議した上で決めていく。

4 その他の取組

1 関係機関・支援団体との連携

(1) 自主夜間中学等との連携

県内の自主夜間中学や子ども・若者総合相談センター、国際センター、地域日本語教室などと連携し、協力の輪を広げていく。

あわせて、外国にルーツのある生徒等への日本語指導の充実のため、日本語指導のボランティア等を活用する。

(2) 他の自治体の夜間中学との連携

愛知県をはじめ他の自治体の夜間中学について、現状や課題などの調査研究を行うとともに、相互の情報共有及び視察などにより連携を図る。

2 継続的な改善への取組

市立夜間中学は、名古屋市として初めて設置する学校であり、主役である生徒のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要がある。

夜間中学では、適宜改善に向けた取り組みを進めていくため、開校後も学識経験者や地域の方及び外国籍の方に対する支援をしている方など、より広範な関係者の意見を聞きながら、継続的に学校の運営状況を把握する。

3 教職員・市民への広報

(1) 教職員への広報

教職員が夜間中学について、教育活動や勤務体制を具体的に理解できるよう、夜間中学の概要や目標、教育課程などを周知していく。

(2) 市民への広報

入学対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進め、市民に夜間中学を広く理解していただくため、関係機関と連携した適切な時期における説明会の開催、外国語版パンフレットの作成などを検討する。

<資料編>

資料1

夜間中学設置促進説明会行政説明資料より抜粋
(令和5年7月27日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

資料2

「市立夜間中学アンケート」結果・・・・・・・・・・・・・・・・ P28

資料3

市立夜間中学の設置に関する有識者等会議 委員名簿・・・・・・・・ P32

資料4

市立夜間中学の設置に関する有識者等会議における主な意見・・・・・・・・ P33

資料5

名古屋市立夜間中学設置基本計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P37

令和 5 年 7 月 27 日 夜間中学設置促進説明会行政説明資料（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）抜粋

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【議員立法 平成 28 年 12 月 14 日公布】

（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会）

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 項（以下略）

夜間中学の設置促進等に係る政府方針等

菅内閣総理大臣答弁（令和 3 年 1 月 25 日衆議院予算委員会）

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後 5 年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも 1 つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

○夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

【指標】

・夜間中学の設置数の増加（5 年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）

経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

不登校特例校や学校内外の教育支援センター、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、養護教諭の支援体制の推進、SC・SSW 等の配置促進、こうした専門家や警察にいつでも相談できる環境の整備や福祉との連携を含む組織的な早期対応等を図る。

23

夜間中学における教育課程特例

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、**その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備**（学校教育法施行規則を改正）。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その**年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導**を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- **特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、**
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が**各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容**によって、編成するものとする。
 - ②中学校段階においては、**小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるもの**とする。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために**必要な授業時数を適切に確保**するものとする。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、**実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。**
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は**義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成する上で必要な内容により編成**すること。
- 学齢経過者に対する**特別の教育課程の内容は、学校長が判断**すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

74

夜間中学への生徒の受入れについて

不登校生徒の受入れ

【入学希望既卒者】

- 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（**入学希望既卒者**）については、一定の要件の下、受入れを可能とすることが適当
（平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」参照）
- 不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること
（令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」参照）

【学齢生徒】

- 現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に、夜間中学で支援を行うことが可能。在籍校で指導要録上の出席扱いとできる場合がある。
（令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」参照）

小学校未修了者の受入れ

- **小学校未修了者**が中学校相当年齢に達しており、中学校夜間学級等に入学を希望する場合、入学を認めることが適当
（平成28年6月17日付「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）」）

25

高等学校卒業者の受入れについて

夜間中学における受入れ

夜間中学校における高等学校卒業者の受け入れについては、通知にて周知。

- **高等学校卒業者**についても、高等学校卒業という形式面だけで入学の可否を判断するのではなく、中学校生活の大部分を欠席していたことにより、義務教育段階の学習に対する理解が不十分なままであるなどの個別の事情等を踏まえて、柔軟に判断
(令和5年3月30日付「夜間中学広報動画の活用等について(依頼)(事務連絡)」)

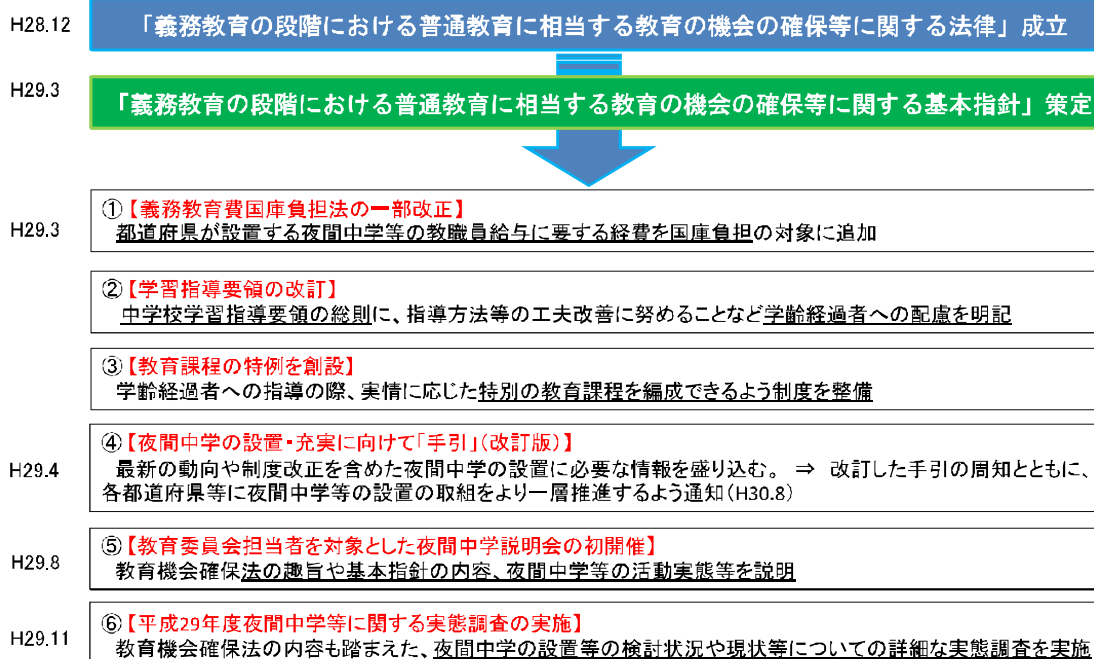
高等学校における受入れ

法令上、一度高等学校や特別支援学校高等部を卒業した者の再入学を禁止する規定はなく、一度高等学校等を卒業したことをもって、高等学校入学資格が無くなるものではない。

例えば、高等学校等に一度進学したものの、不登校等の様々な事情によって、実質的に十分な教育を受けられないまま高等学校等を卒業した者等、改めて高等学校で学び直す必要性を有し、そのことを希望する者については、一律に高等学校への再入学を妨げるのではなく、公平性や募集定員等の観点も踏まえつつ、柔軟に判断することが望ましい。

26

教育機会確保法施行後の主な動き(1)



52

教育機会確保法施行後の主な動き(2)

H30.3	⑦【平成30年度政府予算】 夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育機会の確保及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立
H30.3	⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】 これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイト公表
H30.4	⑨【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】 フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
H30.6	⑩【第3期教育振興基本計画の策定】 教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)
H30.7	⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】 平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知
H30.7.8	⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】 夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催
H30.11	⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】 教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置

53

教育機会確保法施行後の主な動き(3)

H30.12	⑭【「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」関係閣僚会議決定】 新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受け入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる
H31.2	⑮【夜間中学設置推進説明会を開催】 教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者等を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)
H31.3	⑯【平成31年度政府予算】 夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立
H31.4	⑰【松戸・川口の夜間中学開設】 浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席
R元.6	⑱【「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について」関係閣僚会議決定】 全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる
R元.6	⑲【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】 初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる
R元.6	⑳【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】 夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめ

54

教育機会確保法施行後の主な動き(4)

R元.8	㉑【 夜間中学における日本語指導研修会を開催 】 昨年度に引き続き、日程や内容を改善して、夜間中学における日本語指導を充実するための研修会を開催
R元.11	㉒【 「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定 】 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。
R2.1	㉓【 夜間中学設置推進説明会を開催 】 教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)
R2.1	㉔【 令和元年度夜間中学等に関する実態調査の実施 】 教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施
R2.3	㉕【 令和2年度政府予算 】 夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立
R2.4	㉖【 常総の夜間中学開設 】 常総市立水海道中学校の開校

55

教育機会確保法施行後の主な動き(5)

R2.6	㉗【 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定 】 夜間中学は、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であり、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。
R2.7	㉘【 「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2020」閣議決定 】 多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進すると明記
R3.1	㉙【 第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日) 】 引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい
R3.3	㉚【 令和3年度政府予算 】 夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立
R3.4	㉛【 徳島・高知の夜間中学開設 】 徳島県立しらさぎ中学校、高知県立高知国際中学校夜間学級の開校
R3.6	㉜【 「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2021」閣議決定 】 多様な児童生徒等の教育機会を保障するため、夜間中学の設置(中略)を推進すると明記
R4.3	㉝【 令和4年度政府予算 】 夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立

56

教育機会確保法施行後の主な動き(6)

R4.4	③④【札幌市・相模原市・三豊市・福岡市の夜間中学開設】 札幌市立星友館中学校、相模原市立大野南中学校分校夜間学級、三豊市立高瀬中学校夜間学級、福岡市立福岡きぼう中学校の開校
R4.5	③⑤【令和4年度夜間中学等に関する実態調査の実施】 教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施
R4.6	③⑥【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2022」閣議決定】 夜間中学の設置(中略)を推進すると明記
R4.6	③⑦【「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」関係閣僚会議決定】 全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図ると明記
R4.6	③⑧【夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進に関する事務連絡の発出】 令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果を踏まえ、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を発出
R4.6	③⑨【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】 ウェブサイトを改修するとともに、ポスター、フライヤー、夜間中学設置応援資料、ショート動画をウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

57

教育機会確保法施行後の主な動き(7)

R4.7	④①【夜間中学設置促進説明会を開催】 教育機会確保法や第3期教育振興基本計画、令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催
R5.1	④②【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第3次改訂版)】 平成30年7月以降の最新の動向を反映した「手引」の第3次改訂版を作成 →令和4年度夜間中学等に関する実態調査の結果公表と併せて、各教育委員会に周知し、夜間中学未設置自治体に対しては設置に向けた検討を依頼するとともに、夜間中学設置済の自治体に対しては入学者の確保等の積極的な広報活動を依頼。
R5.3	④③【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】 夜間中学広報動画を作成、ウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
R5.4	④④【仙台市・千葉市・静岡県・姫路市の夜間中学開設】 仙台市立南小泉中学校、千葉市立真砂中学校かがやき分校、静岡県立ふじのくに中学校、姫路市立あかつき中学校の開校
R5.6	④⑤【第4期教育振興基本計画の策定】 教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定
R5.6	④⑥【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2023」閣議決定】 夜間中学の全国的な設置促進・機能強化(中略)を図ると明記

58

市立夜間中学ニーズ調査アンケート結果（全項目）（単位：人）

Q1. あなたは何歳ですか。

選択肢	全体回答		国籍別内訳		
			日本国籍	外国籍	無回答
～19 歳	39	42.9%	8	31	0
20～39 歳	11	12.1%	6	4	1
40～59 歳	20	22.0%	14	6	0
60 歳～	20	22.0%	16	4	0
無回答	1	1.1%	0	1	0
合 計	91	100.0%	44	46	1

Q2. あなたの国籍を教えてください。

選択肢	全体回答		年齢別内訳		
			60 歳以上	59 歳以下	無回答
日本国籍	44	48.4%	16	28	0
外国籍	46	50.5%	4	41	1
無回答	1	1.1%	0	1	0
合 計	91	100.0%	20	70	1

「外国籍」と回答した方の国あるいは地域

ネパール 12	フィリピン 10	韓国 7	スリランカ 2
ブラジル 2	ペルー 2	コロンビア 1	中国 1
モンゴル 1	無国籍(難民) 1	無回答 7	

Q3. あなたは中学校を卒業していますか。

選択肢	全体回答		年齢別内訳		
			60 歳以上	59 歳以下	無回答
卒業している	60	65.9%	16(3)	44(28)	0(0)
卒業していない	10	11.0%	2(1)	7(6)	1(1)
卒業はしたが、十分に 通えなかった	16	17.6%	2(0)	14(6)	0(0)
現在、中学生である	3	3.3%	0(0)	3(0)	0(0)
無回答	2	2.2%	0(0)	2(1)	0(0)
合 計	91	100.0%	20(4)	70(41)	1(1)

() は外国籍の方の人数

Q4. あなたの住所を教えてください。

選択肢	全体回答		年齢別内訳		
			60 歳以上	59 歳以下	無回答
名古屋市内	49	53.8%	14(1)	34(11)	1(1)
名古屋市外	42	46.2%	6(3)	36(30)	0(0)
合 計	91	100.0%	20(4)	70(41)	1(1)

() は外国籍の方の人数

名古屋市内の内訳

千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区
4	3	9	3	0	4	2	1	2
8.2%	6.1%	18.4%	6.1%	0.0%	8.2%	4.1%	2.0%	4.1%
中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	無回答	
2	2	4	2	3	1	3	4	
4.1%	4.1%	8.2%	4.1%	6.1%	2.0%	6.1%	8.2%	

名古屋市外の内訳

豊田市	岡崎市	安城市	豊川市	みよし市	知立市	小牧市	瀬戸市	東栄町
12	6	4	4	3	2	1	1	1
28.6%	14.3%	9.5%	9.5%	7.1%	4.8%	2.4%	2.4%	2.4%
一宮市	刈谷市	春日井市	大府市	半田市	北名古屋	尾張旭市	東海市	無回答
1	1	1	1	1	1	1	1	0
2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	0.0%

Q5. 夜間中学で学んでみたいと思いますか。または、夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。(いくつでも回答可)

選択肢	全体回答		年齢別内訳		
			60歳以上	59歳以下	無回答
自分が勉強してみたいから	31	29.8%	3(1)	28(14)	0(0)
身近に勉強したい人がいる	26	25.0%	7(1)	19(7)	0(0)
思いつく人がいる／場所 (団体、職場)がある	23	22.1%	9(0)	13(4)	1(1)
まわりにいない。自分も 勉強したいと思わない	24	23.1%	5(2)	19(19)	0(0)
合 計	104	100.0%	24(4)	79(44)	1(1)

() は外国籍の方の人数

Q6. あなたは、なぜ夜間中学で勉強したいのですか。(いくつでも回答可)

選択肢	全体回答		年齢別内訳	
			60歳以上	59歳以下
中学校の勉強をしたいから	26	23.0%	3(2)	23(7)
外国にルーツをもつ方で日本語 を学びたいから	25	22.1%	8(0)	17(11)
読み書きを覚えたいから	12	10.6%	6(0)	6(4)
中学校の卒業証書がほしいから	9	8.0%	1(0)	8(4)
高校などへの進学や就職をした いから	32	28.3%	6(0)	26(12)
その他	9	8.0%	4(0)	5(1)
合 計	113	100.0%	28(2)	85(39)

() は外国籍の方の人数

「市立夜間中学」について 声をお聞かせください

「市立夜間中学」ってどんなところ？

- 週5日、夜の時間に中学校の全教科を学びます。
- 授業料は無料です。
- 教員免許を持つ公立学校の先生が教えます。
- 定められた課程を修了すると、中学校卒業となります。

どんな人が学ぶの？

- 様々な理由により、義務教育を修了できなかった人
- 母国で義務教育を修了していない外国籍の人
- 不登校などにより学校に行けず、学び直しを希望する人等



郵便はがき

料金受取人払郵便

名古屋東局
承認

1898

差出有効期間
2023年4月30
日まで
※切手不要

4 6 1-8 7 9 0

7 9 6

名古屋市東区泉一丁目1番4号
名古屋市教育館8階

名古屋市教育委員会事務局
新しい学校づくり推進室 行



市立夜間中学について 調査しています

名古屋市では「市立夜間中学」の設置に向けた調査を実施しています。市立夜間中学で勉強したいと思われる方は、裏面のアンケートにお答えください。

まわりに市立夜間中学のことを知らせたい人がいる場合は、その方にこのチラシをお渡しください。(ご本人に確認をした上で代筆は可能です)

連絡先

名古屋市教育委員会事務局
新しい学校づくり推進室

TEL 052-253-7937

FAX 052-253-7972

MAIL a2537937@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

しりつ やかん ちゅうがく 市立夜間中学アンケート

ちょうさ きかん れいわ ねん がつ にち きん がつ にち げつ
調査期間 令和5年3月17日(金)～4月17日(月)

このアンケートは次のいずれかの方法で回答をお願いします。

① ゆうびん 郵便はがき(切手不要)

した ぶぶん せん き ゆうびん い
下のはがき部分をキリトリ線で切って、郵便ポストに入れてください。

② インターネット

な ご や し こうしき みぎした に じげん
名古屋市公式ウェブサイト、または右下の二次元コードからインターネットで
かいとう
回答してください。

ホームページ

な ご や し やかんちゅうがく
名古屋市 夜間中学



な ご や し こうしき
名古屋市公式ウェブサイト

- 本チラシについて、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語等を名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。
- アンケートの内容から個人が特定されたり、アンケートの内容を他の目的に利用したりすることは一切ありません。
- 記入方法がわからない場合などは、表面の連絡先へご相談ください。

ぜんこく やかん ちゅうがく せいかつ いちれい 全国にある夜間中学での生活の一例

17:25～17:30	ホームルーム
17:30～18:10	1時間目
18:15～18:55	2時間目
18:55～19:25	休憩
19:25～20:05	3時間目
20:10～20:50	4時間目
20:50～21:00	ホームルーム
21:00～	下校

- 自分の考えにあてはまる番号に、をつけてください。
- (1) 夜間中学で学んでみたいと思いますか。または、夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。
(いくつでも回答可)
 - ① 自分が勉強してみたいから
 - ② 身近に勉強したい人がいる
 - ③ 思いつく人がいる／場所(団体、職場)がある
 - ④ まわりにいない。自分も勉強したいと思わない
- (2) あなたは、なぜ夜間中学で勉強したいのですか。
(いくつでも回答可)
 - ① 中学校の勉強をしたいから
 - ② 外国にルーツをもつ方で日本語を学びたいから
 - ③ 読み書きを覚えたいから
 - ④ 中学校の卒業証書がほしいから
 - ⑤ 高校などへの進学や就職をしたいから
 - ⑥ その他()
- (3) あなたは何歳ですか。() 歳
- (4) 中学校を卒業していますか。
 - ① 卒業している
 - ② 卒業していない
 - ③ 卒業はしたが、十分に通えなかった
 - ④ 現在、中学生である
- (5) 国籍: ① 日本 ② 外国(国・地域の名前:)
- (6) 住所: ① 名古屋市内() ② 名古屋市外()

市立夜間中学の設置に関する有識者等会議 委員名簿

(令和 5 年 7 月時点)

氏 名	所 属 等
岡田 敏之	基礎教育保障学会 会長 元 京都市立洛友中学校 校長
椎名 渉子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授
森 純子	愛知県教育・スポーツ振興財団嘱託員 元 夜間学級教科担当
西川 陽祐	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 副会長
藤本 一人	名古屋市立前津中学校 校長
森 義裕	名古屋市立植田北小学校 教諭
大川 栄治	名古屋市教育委員会事務局 新しい学校づくり推進部長

(以上 7 名、敬称略)

市立夜間中学の設置に関する有識者等会議における主な意見

1 名古屋市が設置する市立夜間中学のめざす姿

【学校の方向性】

○ 設置場所

- ・ 教室とは違う場所を作ると色々な交流が生まれ、ちょっとした息抜きになる。おしゃべりなどで休み時間に使えるスペース等があるとよい。
- ・ 生徒一人一人のためのロッカーがあると自分の学校、自分の居場所になる。
- ・ 不登校を経験した生徒のために、クールダウンしたり、リラックスしたりできるスペースも必要である。

○ 設置形態

- ・ 単独校として専任の学校長を配置し、リーダーシップを発揮できる体制とすべきである。

○ 修業年限

- ・ 最長6年までの修業年限を越えて在籍することができる場合については、開校前にある程度方針や考え方を整理しておくとうい。
- ・ 何日出席したから進級と決めるのではなく、生徒本人とよく話し合いながら進級・卒業するか、原級留置するかを決めることが大前提となる。

○ 入学時期

- ・ 国によっては年度替わりが日本と異なるため、学びが断絶しないよう柔軟に入学時期を判断するとよい。

○ 編入学対応

- ・ 昼間の学校にも転入学が随時あるように、1年生からの入学という枠に縛られず、編入学できる考え方が必要となる。
- ・ 編入学ができる場合、学級定員に上限があることや積上型の授業に後から入ることのフォローなど、運用についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

○ 不登校になっている学齢生徒への支援

- ・ 夜間に学びたいと思っている子どもが、夜間中学で学ぶことができる仕組みがあってもよい。
- ・ 不登校生徒、またその保護者にとっても学校に行かなくなった時の選択肢が一つ増え、社会につながる選択肢ができることはよい。

- ・名古屋市の不登校施策を全体で見た上で、どう支援していくかを明確にしてい
く必要がある。
- ・子ども適応相談センターや教育センター、子ども応援委員会等、関係機関と不
登校対策を議論した上で、不登校生徒に対して夜間中学での支援が必要かどう
かを見極めていきたい。
- ・学齢生徒の受入を検討していく際は、生徒が安心して学ぶことができるよう条
件整備、在籍校との連携、一人一人に対するアセスメントなどの視点が必要で
ある。

【学びの方向性】

- ・中学校の教育課程をまず基本として、昼間とは違う多様性の中で互いを認め合
い尊重しながら互いの違いを学び合えるという、夜間中学の特性も踏まえて、
教育課程の全体を検討する必要がある。

【多様性への対応】

- ・昼間の学校はＩＣＴ支援員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッ
フ）といった様々なスタッフの協力があるため、夜間中学も教員以外の支援が
十分にあるとよい。
- ・短時間で分かりやすく、飽きさせずに日本語の文型を教えることに長けている
ため、日本語学校とも連携できるとよい。
- ・授業の中で、日本語で伝え合う色々な表現活動を取り入れ、もう少し日本語を
学んでみようという意欲につながるような学習指導ができるとよい。
- ・日本語支援は、「授業内容を瞬間的に理解するための支援」と「継続的な積上げ
の日本語学習の支援」の２本の軸を考えた支援が必要である。
- ・キャリアナビゲーター等を上手く活用しながら、一人一人の生徒が何をしたい
のかを大切にしながら学びを進めていくとよい。
- ・生徒一人一人の夜間中学に対する目的を大切にしながら、学びを進めていくこ
とができるとよい。

2 めざす姿の実現に向けた学校づくり

【多様性を尊重した学校づくりのための取り組み】

- ・多様な人たちとの関わりの中で得る学びはとても大きく、キャリア教育を柱
に、社会に出て生きるため、自分らしく生きるための在り方を色々な人と関わ
りながら対話することが魅力となる。

- ・卒業した後で、夜間中学での学びがこんなに生きてくるのだと実感できるような学校にできるとよい。
- ・コース別等のカリキュラムも示していくことができるとよい。
- ・カウンセラーやキャリアナビゲーターが、入学前の面接などで生徒にとって何が必要か一定のアセスメントをすることをはじめ、開校後2、3年目は体験入学もできるとよい。
- ・夜間中学に行ったら3年後にどういう姿になるか、3年後の生徒のビジョンを学校説明会等の場で説明できるとよい。
- ・生徒はかなり多様となるため、キャリアナビゲーターが学校にとって大きな存在になる。
- ・触れ合い活動、話し合い活動など、色々なテーマで探究活動をやっていくことはとても面白く、キャリア教育にも結び付いていくことになる。
- ・様々な背景をもつ方や異なる国籍の方同士で何か話をする機会をつくるなど、生徒同士の横のつながりができるような活動を学校行事の中で組み入れられるとよい。
- ・名古屋市が検討を進めていくキャリア教育のあり方と整合を図っていく必要がある。

【安心して学べる学校教育の環境整備のための取り組み】

- ・名古屋市の昼間の学校には現在、ICT支援員が巡回する形で実施しているため、夜間中学も巡回のICT支援員が確実に配置される必要がある。
- ・学校説明会での説明とともに、入学前の面談において、入学希望者の意向等を十分に把握することが必要である。
- ・始業時間前の日本語の予習復習といった補講も、色々な進め方がある。タブレットで授業前に個人で予習復習ができるシステムをつくると、個々の生徒の状況に応じて学びを補うことができる。
- ・夜間中学と大学とが交流をする機会があれば、ICTは有効なツールとなる。
- ・多様な生徒がいることから、ICTを活用した健康上の相談システムもあるとよい。

【設置・運営上の取り組み】

- ・夜間中学の教職員は、現状の勤務時間とかなり異なる働き方になり、子育てや介護や色々な環境がある中、その時間に勤務することが厳しい方もいるため、人事異動は十分に配慮が必要である。
- ・夜間勤務は他都市や名古屋市立の高校（定時制）も手当があるので、勤務条件に関しては十分検討する必要がある。

- ・ 人事異動に際し、夜間中学での勤務の希望の有無について聞く仕組みがあるとよい。
- ・ 令和7年4月の開校に向け、できるだけ早い時期に開設準備の組織を立ち上げ、準備を進めることができるとよい。

【その他の取り組み】

- ・ 愛知県教育委員会も夜間中学をつくる動きがあるため、県内で教員同士の交流会や生徒会の交流会があるとよい。
- ・ 同じ校舎で学ぶ笹島小中学校の児童生徒と夜間中学の生徒が、互いに挨拶や声掛けをして、自然な交流が生まれるとよい。
- ・ 地域の方にも自分の学校として愛着をもって欲しいため、地域の方とも自然な交流ができるとよい。
- ・ 地域のお祭り等、文化祭的な行事に、夜間中学として参加することで、地域の方との交流ができるとよい。
- ・ まずは開校することを周知するイベントが必要である。シンポジウムやパネルディスカッションなどのイベントも企画するとよい。

名古屋市立夜間中学設置基本計画（案） に対する市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋市立夜間中学設置基本計画（案）」に対して貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。なお、ご意見の内容について、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約、また分割等して掲載しておりますので、ご了承ください。

令和5年12月
名古屋市

実施結果

1 実施期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）

2 意見提出

区分	郵送	ファックス	電子メール	持参	総数
提出者数	3名	1名	9名	0名	13名
内容件数	6件	1件	25件	0件	32件

3 意見内訳

項目	意見数
計画全体	2件
I 名古屋市における市立夜間中学の設置について	0件
II 公立夜間中学とは	0件
III 市立夜間中学に対するニーズについて （市立夜間中学アンケート調査結果）	0件
IV 名古屋市における市立夜間中学の設置の枠組	9件
V 名古屋市における市立夜間中学の学びの方向性	0件
VI めざす姿の実現に向けた学校づくり	21件

市民意見の内容及び市の考え方

○計画全体 （２件）

[市民意見]

（全国の公立夜間中学校の状況に）「日本国籍を有する生徒が３３．３％」とあるように、すでに日本国内１７都道府県に４４の夜間中学が設置されており、名古屋市に今回設置されるのは当然のことであり極めて重要です。

[市民意見]

今の日本は少子高齢化等からくる人手不足が深刻化する中で、外国人労働力の必要性はますます高くなるばかりです。外国人労働者の獲得、移民支援の観点からも、夜間中学を活用して義務教育を受ける環境を整備することは、とても大事なことと思います。

その意味からも、「名古屋市立夜間中学設置基本計画（案）」の通り一刻も早く夜間中学設立を実現致したい。

[市の考え方]

様々な事情により義務教育を修了できなかった方や、本国で義務教育を修了していない外国籍の方、不登校などの事情により義務教育が十分に受けられなかった方等に、義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、策定する設置基本計画に基づき、令和７年４月の開校に向け準備を進めてまいります。

○Ⅳ 名古屋市における市立夜間中学の設置の枠組 （９件）

[市民意見]

名古屋は大都市ですから、交通事情が比較的良いとしても、事情のある生徒さんが集まってくるので、ニーズに応じて分校やサテライトのようなかたちで市内各所に集まり学ぶ場を将来設置することを含んでほしい。

[市民意見]

１校だけでなく、特に外国人労働者の多い名古屋市南部への設置もご検討ください。

[市民意見]

２０２０年度の国勢調査結果から鑑みて、「笹島」だけで名古屋市の義務教育未修了者や増加する外国ルーツの方々の学びに十分応えられる規模が確保されるとは思えません。故国での学びの進捗状況が様々である以上、年度途中で編入学を希望する学習者への対応も考えると外国人が集住する地域周辺の学区を中心に、あと数校は必要になるかもしれません。

市の多文化共生にかかわる部署とも連携しながら、今後の住民情報に配慮した設置計画を立ててください。

[市民意見]

最初の学校に続き、公立夜間中学が自転車で通える場所にあるよう、学校の数も増やしてください。理想的には、中学校区に一つあると素晴らしいです。不登校生も増加し、外国にルーツのある子も増えます。質的にも量的に拡充が求められます。困難な事業ですが、公民連携の真価が問われます。

[市の考え方]

令和7年4月に開校する夜間中学の生徒の在籍数や運営状況等をふまえ、夜間中学のあり方については、適宜、対応を検討してまいります。

[市民意見]

懸念事項として笹島小中学校の施設の余力がどれだけあるかがあります。夜間中学は様々な学習ニーズを持つ方を対象として教育を行いますので、通常の中学のような一斉授業形式は難しいと思います。一つの学年を科目ごとにいくつかの小集団に分けて授業を行うことが求められますが、その教室のスペースは確保されるのでしょうか。

[市の考え方]

授業は、学年ごとのクラス編成で、仲間と一緒に学ぶことを第一としますが、生徒の学習状況等をふまえ、複数の教員等による個別指導や少人数による指導、取り出し指導のほか、必要に応じて今までの学年の学習内容の学び直しに対応するなど検討してまいります。

教科担当だけでなく、複数の教員等による指導を検討いたしますが、教室については必要に応じパーテーション等を活用する等、教育環境に留意してまいります。

[市民意見]

大都市で様々な人が集まっている名古屋で1学級では不十分だと思います。ニーズがあれば、定数を設けずに希望者を受け入れられるようにしてほしい。

[市の考え方]

1学年1学級は想定する学校規模であり、定数を設けることはしませんので、1学年1学級の人数を超えたことを理由に入学をお断りすることはございません。

[市民意見]

1学年1学級で考えておられますが、学級定数は何人を想定していますか。狭い教室に支援員などを含めた多数のスタッフがいることで、密度や他者の声が辛くなる生徒も想定されますので。

〔市の考え方〕

1 学級は、中学校設置基準等に基づき、1 年 35 人、2 年 40 人、3 年 40 人となります。授業は、教科担当だけでなく、複数の教員等による指導を検討いたしますが、教室については必要に応じパーテーション等も活用する等、教育環境に留意してまいります。

〔市民意見〕

入学時期は 4 月を基本とすることについて、夜間中学は義務教育ですので、原則として「随時入学」として下さい。地域にもよりますが、かなりの夜間中学では、9 月以降も引き続き受け入れています。

〔市民意見〕

入学時期については柔軟な対応を求めます。随時入学としてください。

〔市の考え方〕

認められる特別の教育課程の編成により、授業時間の縮減等がありますが、中学校の教育課程を 3 年間で修了するために、年度を通じたカリキュラムを編成しますので、4 月の入学を基本といたします。

ただし、入学希望者の個々の状況に応じて、年度途中での入学も可能としますので、5 月以降に入学ができないということではございません。

○Ⅵ めざす姿の実現に向けた学校づくり （21 件）

〔市民意見〕

「始業前の時間等を利用して日本語指導を行うような支援体制づくりを検討する」とあります。それも一理ありますが、基本的には 1 週間の時間割（40 分×5 日＝20 時間）の正規の教育課程の中に日本語指導を位置づけることが重要だと思います。

「あいうえお」がわからない生徒にいきなり、社会科、理科、国語等を教えることは、大きな苦痛を与え教育効果がないばかりか、非効率的だからです。日本語がわからない生徒には 1 年間程、日本語学習をメインに、日本語力をあまり必要としない実技教科を教えることが多くの夜間中学の流れです。そうすることにより、2 年目の教科学習への移行に効果があると認められています。

文部科学省も 2014 年度より、日本語教育に関する「特別の教育課程」の方針を出し、教科指導から取り出しての大幅な日本語指導を認めています。名古屋市に開設される夜間中学でも夜間中学全国平均（66.7%）並の「日本国籍を有しない者」の在籍が予想されます。

[市民意見]

学習内容も個々人の進捗状況に合わせて、学習者主体で進められるようにしてほしいです。特に小学校での学びが抜けている方々には、外国人同様、識字教育から丁寧に進めていただけるようお願いします。

「学び直し」の学校ですが、小学校段階で不登校や引きこもりになった人々にとっては、すべて新しく「学ぶ」ことばかりです。耳で聞いて知っている単語でも、文字にするとフリガナがついていても「読めない」「書けない」のです。漢字はなおさらです。外国人の日本語教育が夜間中学の「日本語学校」化と揶揄する人たちがいますが、識字に難のある日本人にとっても同じ配慮が必要です。

「日本語」が話せても読めない書けない人々を受け入れるところである以上、識字教育に力点が置かれるのは当然のことです。「日本語学校」はビジネスのための日本語を教えるところであって、学校で学ぶ内容に関する言葉を扱うところではありません。行政にかかわる人々の中にも誤解をしている人たちがいます。「日本語学校」で学んできても、学校で学ぶ学習言語は理解できないのです。だからこそ、レベルに応じたコース分けの中で各教科の学習内容を学習者の状況に合わせてながら進めていくことが重要です。そのためにも、ぜひ、入り込み授業などで外部支援者や母語支援員の協力をお願いしてください。外部支援者の中に、地元の支援団体とかかわりのある方に入ってもらおうと生徒支援がスムーズです。

[市民意見]

日本語指導の支援と学校の勉強で使う言葉とが途切れないように助けてあげてほしいです。日本語の勉強は、ひらがなとカタカナ、あいさつ、数え方、生活に必要なことだけだと思います。でも、外国人の子が一番困ってしまうのは、授業で使う教科書の中に出てくる言葉なので、まず、学校の先生の授業の仕方を変えてください。

分かりやすくするのはとても大切です。その中でも、もっと難しいことにチャレンジしたい人もいると思うので、夜間中学では、学年制じゃなくて、一人一人の勉強の内容で進めていくという方法がとれるとよいと思います。

[市民意見]

夜間中学は外国人が多く、日本語指導が必要な外国人生徒も多いと思います。名古屋市には教育委員会管轄の初期日本語集中教室が2か所（東海教室・宮前教室）あります。約3か月で学校生活に適應できる初期日本語を指導しています。ここにはカリキュラムや教材がそろっています。夜間中学とも連携して日本語が指導できたらと思います。よろしくお願いします。

[市民意見]

現在、小中学校における日本語指導が必要な児童生徒への支援として、市教育委員会では初期日本語集中教室を港区・北区の2か所に開設していますが、新しくできる夜間中学校も、このノウハウを取り入れた日本語サポートを行うこともひとつの手かと思います。

第3の初期日本語集中教室として、交通の便が良いささしま小中学校内に昼夜二部制の教室を開設し、昼は日本語指導が必要な小中学生、夜は開講される夜間中学に対してサポートを行うというのも課題解決になるのではと思います。

[市民意見]

言語保障という観点からも、新しい夜間中学における日本語指導に期待をしています。日本語指導が必要な児童生徒数日本一の愛知の中心都市・名古屋から、全国に誇れる理想的なモデルが生まれることを願ってやみません。

[市民意見]

私は教員ではありませんが、(日本語教育)支援員としての経験から実感したことがあります。教育は適切な時期に適切な密度で行なわれるべきであるということです。例えば、来日して間もない児童には短期間でも密度の高い初期日本語教育を、中学生には日本語と併行しての教科学習言語の教育です。生徒ひとり一人と向き合える公立夜間中学ならできるのではないのでしょうか？誰も取り残さない教育を、ぜひ名古屋市立夜間中学で実践してください！

[市の考え方]

公立夜間中学は、義務教育の機会を保障する学校ですので、教育課程は中学校のカリキュラムとして、日本語の習得自体の指導については、始業前の時間等を活用して、各授業の理解に必要となる日本語の習得を補助してまいります。

開校初年度においては、学年ごとのクラス編成で、仲間と一緒に学ぶことを第一としますが、生徒の授業に必要となる日本語の習得状況をふまえ、複数の教員等による個別指導や少人数による指導、取り出し指導のほか、必要に応じて今までの学年の学習内容の学び直しに対応するなど検討してまいります。あわせて、これら生徒支援については、関係機関及び支援団体等と連携した体制づくりを進めてまいります。

[市民意見]

夜間中学を開校されると聞き、その中に外国籍の方も学ぶことが出来ると新聞に書いてありました。その方々が入学し不安なく2025年度からの授業に入っていける様に1年もしくは半年前から「ゆったりとした授業」を行ってみてはいかがでしょうか。その為には外国（スペイン、ポルトガル）語と日本語、加えて英語の話せる人が必要かと思います。

「ゆったりとした授業」があれば、2025年度から教壇に立たれる教員の方々がよりスムーズに授業を進められるのではないのでしょうか。

[市の考え方]

夜間中学に入学を希望する方の入学までの日本語の習得については、地域日本語教室等と連携しながら、習得状況に応じた学習ができるよう支援してまいります。

[市民意見]

生徒が安定・安心して学校生活を送るためには、「就学援助」と「全員への給食」の実施が必須です。また、かなりの夜間中学で「給食の無償化」や「自治体の補助」も進んでいます。夜間中学生の大多数は「非正規」の仕事をしており、抜本的な「経済支援」が必要です。

[市民意見]

学校給食は食育の観点からも重要ですが、給食費が払えない経済的に苦しい方もいらっしゃいます。学校給食費はぜひ、無料にしてください。

大人の方であっても、就学支援助成金は必要です。高齢者の場合、少ない年金の中でやりくりしながら通う方もいらっしゃいます。タブレット学習なども想定されているようですが、自己負担にならないよう、学校納入金がかからないように補助してください。

[市の考え方]

生徒が継続して学校生活を送ることができるよう、就学援助に類する経済的支援や、希望者への給食の提供について費用負担のありかたも含め検討いたします。

また、経済的事情で学校生活を断念することがないよう、学校行事や教材を工夫するなど配慮してまいります。

[市民意見]

現在、多くの夜間中学を設置している自治体では個別の就学援助制度を設計しています（大阪市、堺市、神戸市など）。就学援助に類する支援は必要だと思いますので、他の自治体同様に、独自の制度設計について、充実したものになるよう検討していただきたいと思います。

制度を設計するにあたり、支給金額については、経済的な事情が夜間中学への入学を妨げることのないように充実させるべきと考えます。また、遠方から通うことも想定し、通学費など、夜間中学ならではの費目も検討する必要があると思います。

夜間中学は中学校（夜間学級）のため、スポーツ振興センター共済給付制度についても、加入するのであれば、少しでも経済的負担を軽減する必要があると思います。現状のスポーツ振興センター掛金免除については、就学援助制度の援用であるため、夜間中学において同等の経済状況の家庭が負担することのないようにするため、夜間中学の就学援助制度についても「市教委が要保護者に準じると認める」という仕組み（および制度における文言）が必要かと思います。

[市の考え方]

経済的支援が必要となる生徒には、就学援助に類する経済的支援ができる制度を検討していく予定でございます。なお、就学援助に類する経済的支援の認定基準や支給対象となる費目等は、他都市の制度等も参考に検討をしております。

[市民意見]

学習支援体制において、発達障害対応支援員の配置が位置付けられています。不登校生徒の中には発達支援の必要な生徒がいますが、より障害の重い生徒のために「通級制」も検討してください。

[市の考え方]

学習支援体制については、個々の生徒の事情を丁寧に把握したうえで、授業の状況や本人の希望等をふまえつつ、合理的な配慮を検討してまいります。

[市民意見]

2025年度に夜間中学を開設する際には、ぜひとも全国夜間中学校研究会に加盟して下さい。ほとんどの夜間中学が加盟し、夜間中学の唯一の全国組織です。文部科学省や多くの自治体も、毎年開催される研究大会を後援しており、貴重な研修機会となっています。

[市民意見]

教職員の研修の充実を求めます。案でも指摘されていますが、夜間中学が成功するかどうかは、教職員が夜間中学での教育活動の特質を理解し実践できるかにかかっています。先行事例校などの見学などの予算を十分につけてください。

[市の考え方]

全国夜間中学校研究会への加盟を検討し、研究大会に参加する際は先進的な自治体の事例を研究するとともに、他自治体の夜間中学への視察も実施し、研修機会や研修内容を充実することができるよう検討してまいります。

[市民意見]

教職員配置に関わって、外国語図書も含めた図書室の位置づけを明記してください。

[市の考え方]

図書室は、笹島中学校の図書室を利用することを基本として、必要となる図書を整備してまいります。学校図書を担当する教職員の配置については、任用形態を含め検討してまいります。

[市民意見]

夜間中学を開設する課程で、さらに自主夜間中学等の意見を聞き、最大限取り入れて下さい。また、夜間中学開設後も自主夜間中学等との良好な関係を推進して下さい。2022年度に開設された札幌市立星友館中学校では、開設後の運営協議会に札幌遠友塾自主夜間中学及び北海道に夜間中学を作る会の各代表や、夜間学級生徒代表数名を入れ、運営に大きな効果があると聞きます。

[市民意見]

最初の中学校を円滑に始動させるため、素案にあるとおり民間の自主夜間中学などのボランティア団体の経験を吸収し、地域全体で学習者をサポートする中心的役割を果たして下さるようお願いいたします。

[市民意見]

実績のある自主夜間中学との連携を図ってください。

[市の考え方]

自主夜間中学をはじめ、各関係機関、団体、関係者と連携しながら、よりよい市立夜間中学となるよう取り組んでまいります。

[市民意見]

設置基本計画（案）で「関係機関・支援団体との連携」とありますが、現場の人手不足を理由に、実質は関連団体に丸投げ、とならないことを願います。またボランティアの活用においても「やりがい搾取」にならないよう、活躍に応じた謝礼や交通費の補助等をご検討いただきたいと思います。

[市の考え方]

夜間中学における教育活動は、本市の責任のもと、本市教職員が主体的に関わり実施をしております。ボランティア等の活用については、謝礼や交通費等をふくめ、実施の形態を検討しております。

[市民意見]

夜間中学という「夜の学校」に対する世間の偏見を払しょくするための工夫や配慮をお願いしたいと思います。世間では、「夜間中学校」が教育基本法の1条校に該当していないのでは、と考えている人たちがいます。

ぜひ、誰でも安心して学べる場所であることや夜間中学で学ぶひとたちが生き生きと学んでいることなどを区役所の待合場所や病院などで流している市のテレビ放送やSNSなどを利用して拡散させ、イメージアップにつながるようお願いします。

イメージアップがうまくいけば、生徒の掘り起こしも可能です。学びたいと思っても、偏見からくる誤解で家族の反対にあったり、学習者自身に心理的な抵抗感が生じたりしてしまいます。

[市の考え方]

公立の中学校である夜間中学の正しい情報を、市民の皆さまに広く理解していただくため、市公式ウェブサイトのほか、市公共施設での周知をはじめ、幅広い媒体を活用して広報をしております。

[市民意見]

「生徒会」活動を保障して、学校評議員として「学校評議会」に生徒代表にも入っていただけるようにしてください。

「全国夜間中学研究会」や「夜間中學生徒交流会」などに、教職員だけでなく生徒さんたちにも入っていただき、全国の皆さんとの交流を通じて、様々な情報共有ができるよう生徒自治を育ててください。

[市の考え方]

学校のめざす姿として、「多様性を尊重しながら、一人一人を大切にし、誰もが安心して学ぶことができる生徒が主役の学校」を掲げておりますので、学校運営は、常に生徒の声を尊重できるよう進めてまいります。

生徒会や学校評議員のあり方については、他都市の状況なども調査しながら、検討してまいりたいと考えております。

名古屋市立夜間中学設置基本計画

名古屋市教育委員会新しい学校づくり推進室

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目 1-4

名古屋市教育館 8 階

TEL 052-253-7937 FAX 052-253-7972

メール a2537937@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

ホームページ <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000163859.html>



名古屋市HP